

期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成24年12月28日

新潟県人事委員会

委員長 鶴 巻 克 恕

新潟県人事委員会規則第6-1713号

期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則

期末手当及び勤勉手当に関する規則（規則第6-224号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中条、項及び号の表示に下線が引かれた条等（以下「削除条等」という。）を削る。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（条、項及び号の表示並びに削除条等を除く。以下この条において「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（条、項及び号の表示並びに削除条等を除く。以下この条において「改正後部分」という。）が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には当該改正部分を削る。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分を削る。

改 正 後	改 正 前
<p>第5条の5 一般職員給与条例第25条第5項の管理又は監督の地位にある職員は、次に掲げる職員（第2号から第4号までに掲げる職員にあつては、休職にされている職員のうち一般職員給与条例第38条第1項又は市町村立学校職員給与条例第40条第1項に該当する職員以外の職員を除く。）とする。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>2 一般職員給与条例第25条第5項の100分の25を超えない範囲内で規則で定める割合は、次の各号に掲げる職員の区分に応じて当該各号に掲げる割合とする。</p> <p>(1) 前項第1号に掲げる職員のうち管理職手当に関する規則の規定による管理職手当に係る区分が1種の職を占める職員並びに同項第2号及び第3号に掲げる職員のうち委員会の定める職員100分の25</p> <p>(2) (略)</p>	<p>第5条の5 一般職員給与条例第25条第5項の管理又は監督の地位にある職員は、次に掲げる職員（第2号から第4号までに掲げる職員にあつては、休職にされている職員のうち一般職員給与条例第38条第1項又は市町村立学校職員給与条例第40条第1項に該当する職員以外の職員を除く。）とする。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p><u>(4) 一般職員給与条例第7条第4項に規定する職にある職員（外国派遣職員を除く。）</u></p> <p>2 一般職員給与条例第25条第5項の100分の25を超えない範囲内で規則で定める割合は、次の各号に掲げる職員の区分に応じて当該各号に掲げる割合とする。</p> <p>(1) 前項第1号に掲げる職員のうち管理職手当に関する規則の規定による管理職手当に係る区分が1種の職を占める職員、同項第2号及び第3号に掲げる職員のうち委員会の定める職員<u>並びに同項第4号に掲げる職員</u> 100分の25</p> <p>(2) (略)</p> <p><u>(期末手当の減額)</u></p> <p>第5条の6 一般職員給与条例第25条第2項の任命権者が定める減ずる額（次項において「減ずる額」という。）は、次に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) <u>一般職員給与条例第25条第2項に規定する在職期間において懲戒処分を受けた職員 当該職員の同項に規定する期末手当基礎額に期末手当を支給する月に応ずる同項に規定する割合（次号において「期別支給割合」という。）を乗じて得た額にその者の同項に規定する在職期間に応ずる同項各号に定める割合（次号において「在職期間別割合」という。）を乗じて得た額（以下「通常の場合の期末手当の額」という。）に100分の40を乗じて得た額を超えない範囲内で任命権者が定める額</u></p>

(2) 前号の職員以外の職員 当該職員の一般職員給与条例第25条第4項に規定するそれぞれの月額合計額に期別支給割合を乗じて得た額にその者の在職期間別割合を乗じて得た額に100分の20を乗じて得た額を超えない範囲内で任命権者が定める額

2 任命権者は、前項第1号に掲げる職員について懲戒処分事由となつた行為の態様等に照らして特に必要があると認める場合には、同項の規定にかかわらず、委員会の承認を得て、当該職員に係る減ずる額を通常の場合の期末手当の額の100分の40を超え100分の100未満の範囲内で定めることができる。

別表第1

給料表	職員	加算割合
(略)		
医療職給料表(三)	(略)	100分の5
	職務の級5級及び4級の職員並びに3級の職員(係長級の職員に限る。)	
(略)		

備考1・2 (略)

3 この給料表欄に掲げる給料表のうち、行政職給料表、教育職給料表(二)、教育職給料表(三)及び医療職給料表(二)についての適用は、職員の初任給、昇格、昇級等に関する規則(規則第6-45号)第2条の定めるところによるものとする。

4 (略)

別表第1

給料表	職員	加算割合
(略)		
医療職給料表(三)	(略)	100分の5
	職務の級5級及び4級の職員並びに3級の職員(係長級の職員に限る。)	
教育職給料表(一)	職務の級6級の職員	100分の20
	職務の級5級の職員	100分の15
	職務の級4級及び3級の職員	100分の10
	職務の級2級の職員(委員会が定める職員に限る。)	100分の5
(略)		

備考1・2 (略)

3 この給料表欄に掲げる給料表のうち、行政職給料表、教育職給料表(一)、教育職給料表(二)、教育職給料表(三)及び医療職給料表(二)についての適用は、職員の初任給、昇格、昇級等に関する規則(規則第6-45号)第2条の定めるところによるものとする。

4 (略)

附 則

この規則は、平成25年4月1日から施行する。